

コンプライアンス規程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という。）の倫理規程の理念に則り、本法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は各種内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程の対象となるものは役員及び職員（以下「役職員」という。）とする。

（基本方針）

第3条 役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組織）

第4条 本法人の代表理事をコンプライアンス担当理事とし、コンプライアンスの実施に努める。
2. 事務局長が違反事例に対する対応の責任者を務める。
3. コンプライアンス担当理事は、理事会に対して、必要に応じて本法人のコンプライアンスの状況について報告する。

（報告、連絡及び相談ルート）

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
2. 役職員は、代表理事に関するコンプライアンス違反又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに他の理事又は監事に報告するものとする。
3. コンプライアンス担当理事その他通報を受けた役員は、コンプライアンス違反又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

（違反による処分等）

第6条 役職員が、本規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、定款又は就業規則に基づき相当の処分をするものとする。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施 行)

第 1 条 本規程は 2025 年 2 月 17 日から施行する。